

第 1 2 回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和 5 年 1 2 月 1 5 日（金）

場 所 市役所 4 階 4 0 1 大集会室

議事日程

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（申請件数 1 件）

議案第 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について（申請件数 1 件）

議案第 3 号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について（申請件数 2 件）

報告第 1 号 農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について（申請件数 3 件）

報告第 2 号 農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について（申請件数 2 件）

応召委員（13 名）

1 番	荻野 光徳	2 番	乙幡 昇治
3 番	峰岸 豊	4 番	山田 伸一
5 番	比留間 望	6 番	宮崎 義憲
7 番	比留間孝明	8 番	大口 貴司
9 番	高橋 文雄	10 番	内野 一彦
11 番	中村眞由美	12 番	川口 広敏
13 番	加藤 武		

職務のために出席 した者（事務局）	事務局 長	中村 顕治
	事務局次長	井上 ひとえ
	事務局書記	川島 一利

午後 3 時 5 9 分開会

議 長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

これより第 1 2 回農業委員会総会を開催いたします。本
日の出席委員は全員であります。武蔵村山市農業委員会総

	会に関する規則第 6 条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。 それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長 (加藤 武君)	異議なしと認め、6 番宮崎義憲委員と 11 番中村眞由美委員以上 2 名の方をお願いいたします。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、1 件あります。 それでは、事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (井上ひとえ君)	それでは、御説明いたします。 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について 1 件の申請がございました。 申請番号 1 番、譲渡人、譲受人及び土地の所在地、地積については記載のとおりで地目は畑で、権利の種類は所有権移転でございます。 譲受人は、耕作面積も多く、また、農機具も十分所有しており、今回の許可申請については、許可しても問題はないものと考えております。 以上でございます。
議 長 (加藤 武君)	ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。 それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。
8 番 (大口 貴司君)	本日、午後 2 時 00 分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、1 件あります。 申請番号 1 番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。 現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

議長
(加藤 武君)

以上のことから、議案第 1 号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 1 号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第 2 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1 件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について 1 件の申請がございました。

申請番号 1 番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。

理由は、令和 5 年 3 月 28 日申請人の夫の死亡による相続であります。

なお、本申請に際しまして宮崎委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされてお

		ります。 以上でございます。
議 長 (加藤 武君)		ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。 それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。
8 番 (大口 貴司君)		先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。 議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1件あります。 申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、コマツナ、ハウレンソウ、ネギ、タマネギが栽培され、一部作付け準備中でした。②の農地は、ダイコン、ネギ、カブが、③の農地は、ダイコン、キャベツ、ハクサイ、ハウレンソウ等が栽培されておりました。 現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。 以上のことから、議案第2号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。
議 長 (加藤 武君)		報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。 はい、宮崎委員。
6 番 (宮崎 義憲君)		1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。
議 長 (加藤 武君)		他にございませんか。
委 員		なし。
議 長 (加藤 武君)		御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委員	異議なし。
議長 (加藤 武君)	ありがとうございました。それでは議案第２号につきましては、承認することといたします。
	次に、議案第３号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、２件あります。 それでは、事務局より説明いたさせます。
事務局 (井上ひとえ君)	それでは、御説明いたします。 議案第３号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、２件ございます。
	本件は、租税特別措置法第７０条の６第１項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。 申請番号１番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成２９年３月３日に相続し、前回調査は、令和２年１２月１５日になります。 申請番号２番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成８年４月１３日に相続し、前回調査は、令和２年１２月１５日になります。 以上でございます。
議長 (加藤 武君)	ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。 それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。
８番 (大口 貴司君)	先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。 議案第３号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、２件あります。 申請番号１番の農地でございますが、①と②の農地は、梨が栽培されておりました。 現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

議 長
(加藤 武君)

た。

申請番号 2 番の農地でございますが、①の農地は、ライムギが栽培されており、一部作付け準備中でした。②の農地は、ツツジ、ネギ、ブロッコリー、ハクサイが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第 3 号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

3 番
(峰岸 豊君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、峰岸委員。

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(加藤 武君)

はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第 3 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 3 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

事務局
(井上ひとえ君)

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、3件あります。

事務局より説明いたさせます。

それでは御説明いたします。

報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、3件申請がございました。

本件は農地法第4条第1項第7号の規定に基づく申請でございます。申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、申請番号1番が共同住宅・道路、申請番号2番が一般住宅、申請番号3番が道路・車庫でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

8番
(大口 貴司君)

1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

なお、2番の届出地につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いします。

他にございませんか。

はい、荻野委員。

1番
(荻野 光徳君)

3番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は終了します。

事務局
(井上ひとえ君)

次に報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

それではご説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、2件ございます。本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。

転用目的につきましては、申請番号1番が分譲住宅、申請番号2番が資材置場でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、川口委員。

12番
(川口 広敏君)

1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

なお、2番の届出地につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いします。

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第12回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 4 時 1 5 分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和 5 年 1 2 月 1 5 日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩